

第3章



これまでの振り返りと課題

- 1 みどりに関わる社会状況の変化
- 2 国や都の動向
- 3 板橋区の現状
- 4 前計画の進捗状況と課題の整理

3 これまでの振り返りと課題

みどりに関わる社会状況の変化と 前計画の進捗状況を踏まえた課題

- | | |
|----------------------------|--|
| みどりに関わる社会
状況の変化 | ■ 前計画策定以降のみどりの社会状況の変化として、(1)ウェルビーイングの希求、(2)アクティビティ創出、(3)ネイチャーポジティブの提唱、(4)ゼロカーボンに向けた取組強化、(5)豪雨災害の激甚化・頻発化、(6)ヒートアイランド現象の激化について説明します。 |
| 国や都の動向 | ■ 前計画策定以降の国の法制度改正や取組、ならびに東京都の取組について説明します。 |
| 板橋区の現状 | ■ 本計画を策定するにあたっての板橋区の上位計画や将来の人口動向について説明します。 |
| 前計画の進捗状況と
課題の評価 | ■ 前計画の目標値の達成状況や施策展開のテーマ別の達成状況について評価します。
■ 達成もしくは未達成に至った要因について整理し、今後の施策展開に向けた課題をテーマ別に整理します。
■ 計画全体を通じた推進に関する課題を整理します。 |

1 みどりに関わる社会状況の変化

以下の6つの社会状況の変化に対して、みどりの持つ効果を活用していくことに注目が集まっています。

(1) ウェルビーイング* (身体的、精神的、社会的に幸せな状態であること) の希求

国は、「健康日本 21 (第三次)」において、自ら健康づくりに積極的に取り組む者だけでなく、健康に関心の薄い者でも、本人が無理なく自然に健康行動をとれる環境づくりを推進しています。

みどりと関わりたいと自然に思えるような、きれいな街路樹や安らげる公園、みどり豊かな駅周辺の広場の整備、ここでのイベントの実施など、魅力的なみどりを通した、みどりとの関係創出は、ウェルビーイング (幸福度) が示す、地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態につながります。



◆ウェルビーイングのイメージ



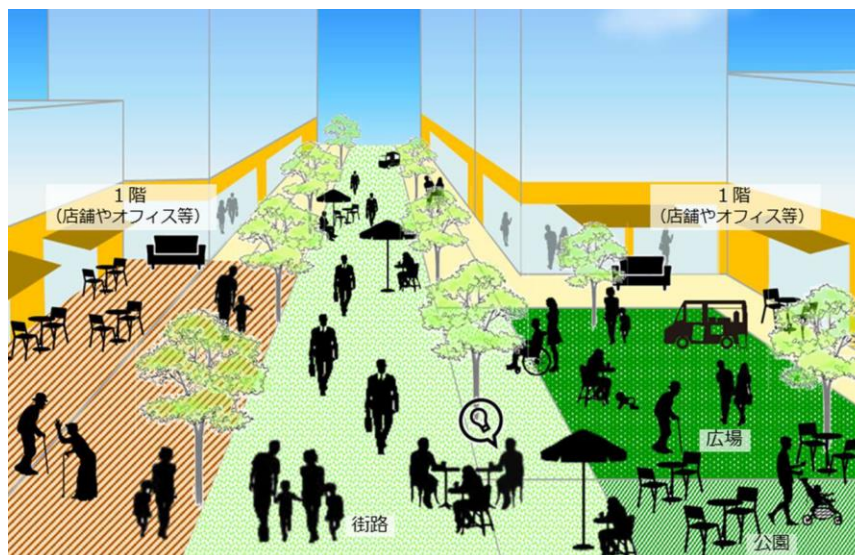
(2) アクティビティ*創出 (にぎわい空間を創出すること) への期待増大

国は、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくり、魅力的なまちづくりを推進しています。板橋区は令和7 (2025) 年4月に、国土交通省の「ウォーカブル*推進都市」に登録しました。

居心地が良く、行きたくなるオープンスペースなどの場所の形成に加え、花植え、植樹、農作業体験、レクリエーションイベントなどみどりに触れる機会により、人が集う空間を設けることで、にぎわいの創出が期待されます。



◆ウォーカブルなパブリック空間のイメージ (国土交通省より)



(3) ネイチャーポジティブ* (生物多様性の損失を食い止め、自然の回復を図り、改善すること) の提唱

生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味する「ネイチャーポジティブ」という考え方が、世界的な目標となっています。

この実現に向け、国内では令和5(2023)年6月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が改定されました。都市部でも、公園や崖線などの身近な自然の質を高め、地域の生態系に適した取組を進めることは、生き物のつながりを回復させ、私たちの暮らしを豊かにすることにもつながります。



◆生物多様性のイメージ

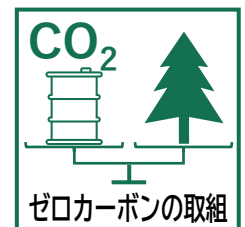


資料：令和5年 いたばし・いきものアルバム(春)より

(4) ゼロカーボン* (二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすこと) に向けた取組強化

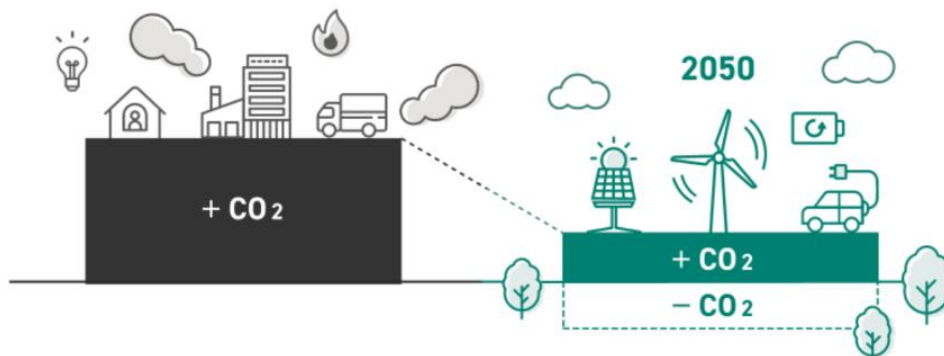
令和7(2025)年2月に国の「地球温暖化*対策計画」が改定され、令和32(2050)年のカーボンニュートラル*に向けた基本的な考えと令和17(2035)年度と令和22(2040)年度の温室効果ガス削減目標を示しました。

緑は、光合成により大気中のCO₂を固定するとともに、固定した炭素を再び大気中に放出しない、という特徴があります。この特徴を活かすことで、ゼロカーボンの実現に寄与します。



板橋区は令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボンいたばし2050」を令和4(2022)年1月26日に表明しました。

◆カーボンニュートラルのイメージ (脱炭素ポータル(環境省)より)



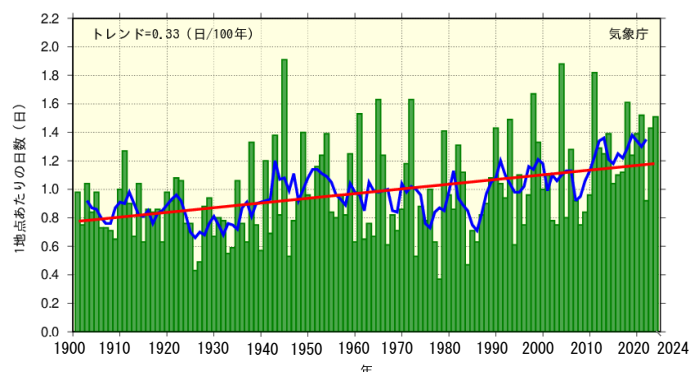
(5) 豪雨災害の激甚化・頻発化

全国的に豪雨災害の激甚化・頻発化が問題視されており、板橋区内でも局地的な短時間の集中豪雨などによる浸水被害が発生しています。今後も気候変動の影響は続く見込みで、浸水対策が求められます。

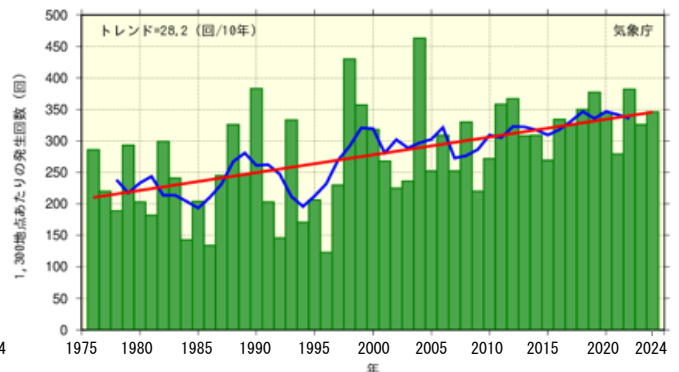
このような中、樹林や草地、農地などのみどりは保水力があることから、豪雨の際に雨水を一時貯留することで、下水道への流入抑制や、浸水深の低減といった効果をもたらしてくれます。



日降水量 200 mm以上の大雨の年間日数の経年変化(1901～2024年)

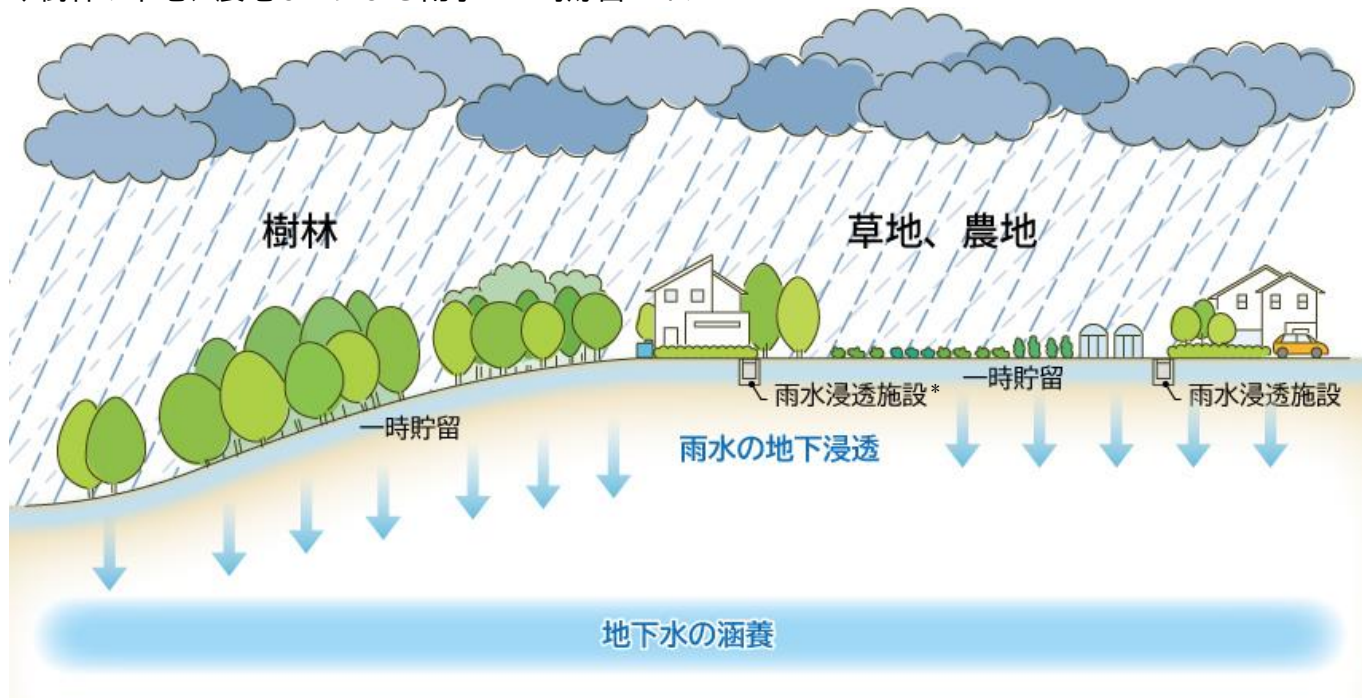


1時間降水量 50 mm以上の短時間強雨の年間発生回数の経年変化(1976～2024年)



資料：「日本の気候変動 2025 - 大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書 -」（文部科学省・気象庁）より

◆樹林や草地、農地などによる雨水の一時貯留のイメージ



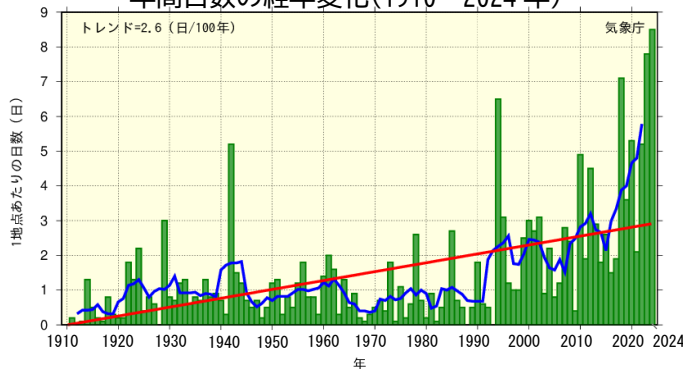
(6) ヒートアイランド*現象（都市部が周辺の郊外よりも気温が高くなる現象）の激化

気候変動の影響で日本の気温は上昇傾向にあり、猛暑日の日数が増加するなど、その気候は亜熱帯化ともいえる状況です。今後も平均気温の上昇と極端な高温の頻度の増加が予測されています。また、熱中症により救急搬送される人も総務省が調査を開始した平成20（2008）年以来、増加傾向にあり、令和6（2024）年は全国で過去最高の97,578人が搬送されました。

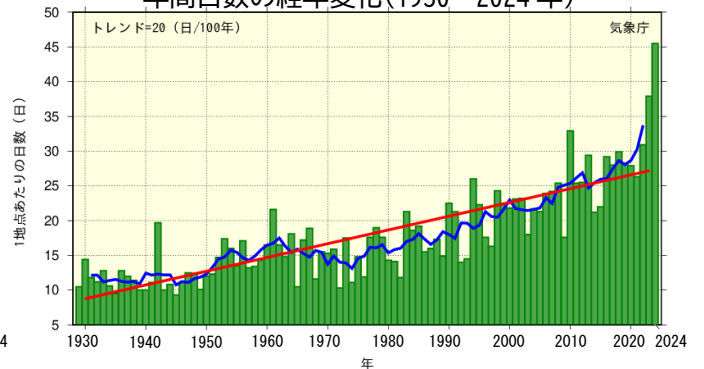


このような中、みどりによる遮熱や蒸発散*で、ヒートアイランド現象の緩和につながることを期待されます。緑陰によって日射の低減が可能であるとともに、地表面や壁面などの緑化により、温度上昇が抑制でき、熱ストレスの軽減につながります。

日最高気温 35℃以上（猛暑日）の年間日数の経年変化(1910～2024年)

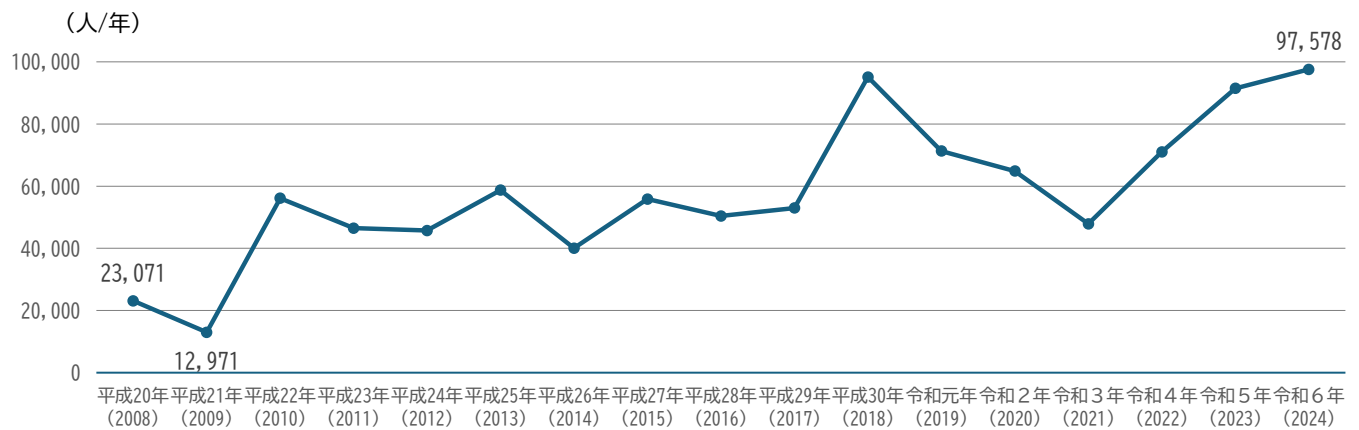


日最低気温 25℃以上（熱帯夜）の年間日数の経年変化(1930～2024年)



資料：「日本の気候変動 2025 - 大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書 -」（文部科学省・気象庁）より

熱中症による救急搬送人員数の推移（全国）



資料：総務省消防庁報道発表資料より作成

コラム

板橋こども動物園の草屋根

東板橋公園内の板橋こども動物園は、令和2（2020）年の改修に合わせて草屋根や壁面緑化による環境負荷軽減への取組を行っています。草屋根を設置することにより、室温を一定に保つことができ冷暖房機器の使用を抑制できます。



板橋こども動物園の草屋根

2 国や都の動向

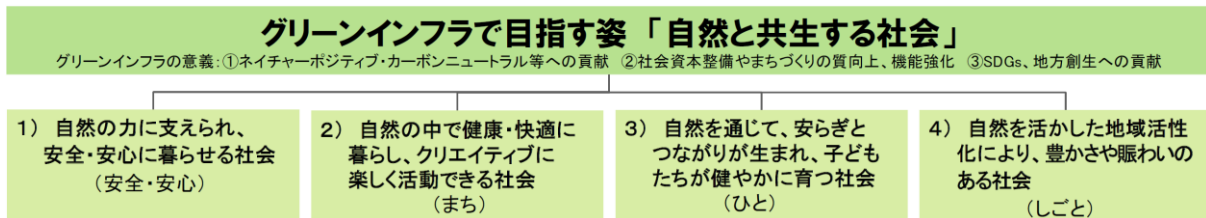
(1) 国の主な取組

グリーンインフラ*推進戦略 2023 の策定（令和5（2023）年9月）

自然の力を活かした、より良い社会づくりを全国で進める計画です

国は以前から、自然が持つ様々な力をまちづくりや土地の利用に活かす「グリーンインフラ推進戦略」を進めてきました。近年では、その取組を加速させるため、PPP/PFI*手法（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法）の活用など、民間の力を積極的に活かしていく方針が示されており、公民が連携した持続可能な国土・都市づくりが求められています。

◆国が示す、これからのグリーンインフラの進め方（グリーンインフラ推進戦略 2023 の概要）



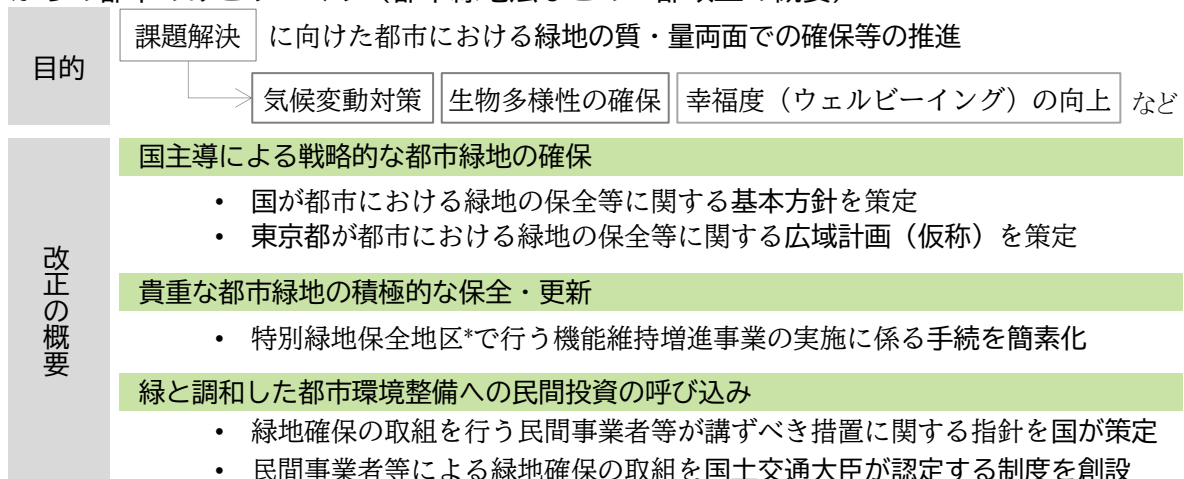
資料：グリーンインフラ推進戦略 2023 概要版（国土交通省）

都市緑地法などの一部改正（令和6（2024）年11月施行）

まちづくりGX*を推進し、まちのみどりを守り、質も高めるための法律の変更です

近年の気候変動対策や生物多様性の確保、ウェルビーイング（幸福度）の向上といった課題解決に向け、国土交通省が推進する「まちづくりGX（グリーン・トランスフォーメーション）」の取組の一環として、都市における緑地の質・量両面での確保などを推し進めるために、都市緑地法などの一部が改正されました。

◆これからの都市のみどりづくり（都市緑地法などの一部改正の概要）



資料：都市緑地法等の一部を改正する法律案概要（国土交通省）

森林環境税及び森林環境譲与税*の創設

森林を守り育てるためのお金を、みんなで支え合う新しい仕組みです

所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足などが日本社会において大きな課題となっているほか、温室効果ガス排出削減目標の達成（パリ協定）や災害防止などを図るための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保していくことが重要であることから、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

◆森林を守るための新しい税金と、その使いみち（森林環境税及び森林環境譲与税の概要）



資料：林野庁ホームページ

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言（令和4（2022）年10月）

公園をもっと楽しく、みんなで使いこなせるようにするための新しい考え方です

国土交通省は、民との連携による「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言」を令和4（2022）年10月に出しました。

この提言では都市公園新時代へ向けて7つの取組をまとめています。このうち板橋区では6つの取組、①グリーンインフラとしての保全・利活用、②居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり、③利用ルールの弾力化、⑤担い手の拡大と共創*、⑥自主性・自律性の向上、⑦公園DX（デジタル・トランスフォーメーション）*の推進、が特に重要であると捉え、今後の公園施策に活かします。

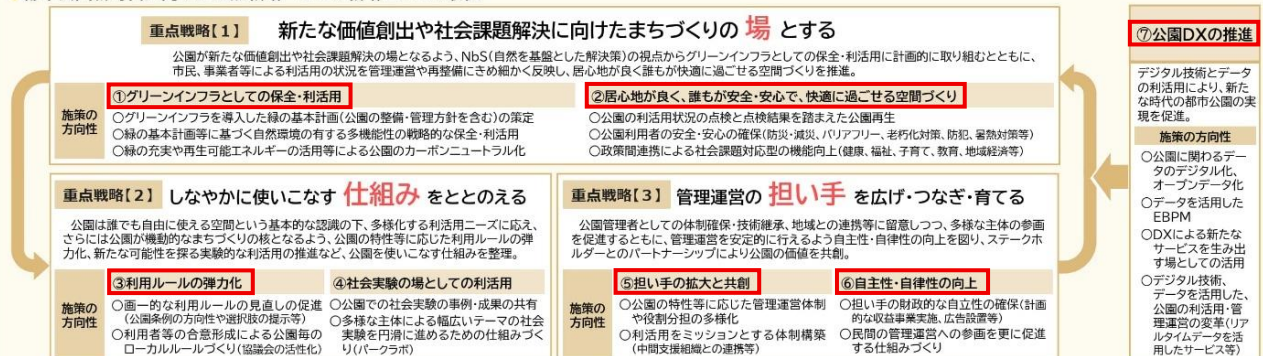
◆都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言内容

都市公園新時代 ～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～

人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指す



◆都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～



資料：国土交通省資料

都市農業振興基本計画（平成28（2016）年5月閣議決定）

都市農地を多様な機能を持つ貴重な緑地として保全・活用するための計画です

都市農業振興基本法と、それに基づく国の都市農業振興基本計画では、都市部の農地は食料生産の場としてだけでなく、防災空間、環境学習の場、良好な景観の提供など、多様な機能を持つ貴重な緑地として位置づけられています。その保全と、区民が農に親しむための多面的な活用が求められています。

◆都市農業振興基本計画の概要

基本法の政策課題	都市農業の多様な機能の発揮	農産物の供給	国土・環境の保全	防災
		農作業体験・交流の場	良好な景観の形成	農業に対する理解醸成
施策の方向性	担い手の確保	土地の確保	農業施策の本格展開	
	多様な担い手（営農・食品関連事業、他の企業等）	計画的な保全、土地利用施策との連携、制度のあり方	本格的な農業振興施策が講じられるよう方針を転換	
講ずべき施策	農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保			
	防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮			
	的確な土地利用に関する計画の策定等	税制上の措置		
	農産物の地元での消費の促進	農作業を体験することができる環境の整備等		
	学校教育における農作業の体験の機会の充実等	国民の理解と関心の増進		

資料：都市農業振興基本計画（概要）（国土交通省）


改正都市再生特別措置法、道路法（令和2（2020）年施行）など

道路空間を柔軟に活用し、誰もが歩いて楽しい、居心地の良いまちづくりを進める取り組みです

国の居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進を背景に、ウォーカブルなまちづくりが全国で進められています。改正都市再生特別措置法や道路法の歩行者利便増進道路制度などを活用し、豊かで快適な歩行者空間を創出する上で、街路樹や沿道の緑化は不可欠な要素として、その重要性が高まっています。

◆「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出の概要

滞在快適性等向上区域と歩行者利便増進道路を併用し「居心地が良く歩きたくなる」空間を創出

滞在快適性等向上区域（都市再生特別措置法）	<p>市区町村が作成する「都市再生整備計画」に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域（滞在快適性等向上区域）を設定し、以下の取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 公共による道路の修復・改変と民間によるオープンスペースの提供など、官民一体による公共空間の創出が可能 □ 区域内の特定の道路について、駐車場出入口の設置を制限することが可能 □ イベント実施時などにNPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人で、市区町村が認定する都市再生推進法人が道路の占用・使用手続等を一括して対応
 両者の併用が効果的	
歩行者利便増進道路（道路法）	<ul style="list-style-type: none"> □ 車線を減らして歩道を広げるなど、歩道等の中に（通行区間とは別に）歩行者の滞留・賑わい空間を整備することが可能 □ カフェやベンチの設置など、占用制度を緩和

資料：「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり～ウォーカブルなまちなかの形成～（国土交通省）

(2) 都の主な取組

2050 東京戦略（令和7（2025）年3月）

2050年代にめざす東京の姿「ビジョン」を実現するための、2035年に向けた東京都全体のすべての分野の政策です

2050年代の「ビジョン」と令和17（2035）年に向けた戦略として28の分野に対して取組を示しています。その1つ「緑と水」の分野では、2050年代のビジョンを「豊かな緑と水が織りなす潤いと安らぎの都市へ」とし、政策の3つの柱として「今ある緑をまもり、緑の減少に歯止めをかけるとともに、新たな緑を創出」、「水辺のにぎわい、魅力あふれる河川空間の創出、外濠の水質改善を推進」、「安全でおいしい水の安定供給と水質保全による健全な水循環を推進」としています。ビジョンの実現に向けて、下に示す「東京グリーンビズ」の推進を掲げています。

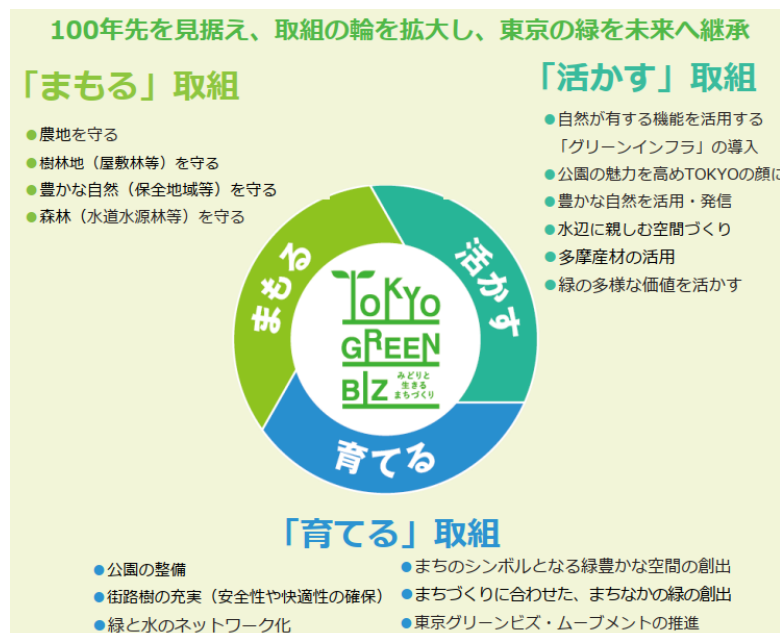
東京グリーンビズ（令和7（2025）年1月改定）

東京のみどりを「まもり・育て・活かす」、100年先を見据えたプロジェクトです

東京グリーンビズとは、自然と調和した、将来も安心して暮らせるまち（持続可能な都市）をめざし、東京都内に住む人や会社で働く人など（都民や企業に勤める人々をはじめ）、様々な人々と一緒に、東京のみどりを「まもる」「育てる」「活かす」取組を進める、100年先を見据えたみどりの計画（プロジェクト）です。

人々の生活にゆとりやうらおいを与えてくれるみどりの価値をさらに高め、都民みんなで未来へ引き継いでいくことをめざしています。

◆東京のみどりを未来へつなぐ「東京グリーンビズ」の考え方



資料：東京都の緑の取組 Ver. 3（令和7（2025）年1月 東京都）

東京が新たに進めるみどりの取組（令和元（2019）年5月）

東京のみどりの量を減らさず、未来へつなぐための大切な目標と4つの方針です

2040年代に向け、「都市づくりのグランドデザイン」で掲げた「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標としています。

その目標達成に向け、以下の4つの方針のもと、各種施策が示されています。

- 方針Ⅰ 拠点・骨格となるみどりを形成する
- 方針Ⅱ 将来にわたり農地を引き継ぐ
- 方針Ⅲ みどりの量的な底上げ・質の向上を図る
- 方針Ⅳ 特色あるみどりが身近にある

◆東京都のみどりの取組目標

緑の総量 ▶ **減らさない**

(現状) みどり率 50.5% (2013年) / 東京都

東京の緑は、公園・緑地が増えているものの、全体としては減少傾向にあります。
今ある緑や農地を守るとともに、都市づくりの機会を捉えて美しい緑を生み出すなど、あらゆる場所で緑を感じられる都市の実現を目指していきます。

資料：東京が新たに進めるみどりの取組（令和元（2019）年5月 東京都）

緑確保の総合的な方針（改定）（令和2（2020）年7月）

東京に残された貴重な緑を次世代に確実に引き継ぎつつ、機会をとらえて緑を生み出す方針です

「緑確保の総合的な方針」は平成22（2010）年に策定し、10年間で確保地・確保候補地を含め約419haを確保してきました。今回の改定では緑の確保を一層推進し、緑のまちづくりを更に進めるために、先導的な施策を提示しています。

◆3つの改定のポイント

- 緑溢れる東京の実現に向け、将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全を推進
- 骨格的な緑の充実等を目指し、新たな確保地の設定および施策を提示
- 確保の水準として「特定生産緑地」を新設、生産緑地*を保全すべき農地として明確化

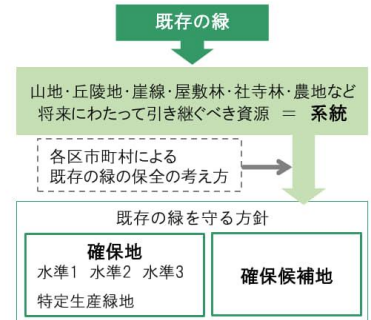
確保地と確保候補地の考え方

- ◆確保地 計画期間＝令和11年度までに、いずれかの水準により確保するもの
 - ◆確保候補地 計画期間にとらわれず、緑の保全を目指して水準1から水準3に上げていく考えのあるもの
- ※水準は、規制等の強さなどの担保力によって分けたもので、緑の価値を示したものではありません。

<確保地の水準>

水準1	緑地の買収又は、法や条例に基づいて、強い規制をかけることにより、確実に保全していくもの 【制度例】特別緑地保全地区、都市計画公園・緑地事業
水準2	法や条例等に基づいて、許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくもの 【制度例】地区計画、借地公園
水準3	行為の届出や緑地の所有者との間で保全に関する協定を結ぶなど、緩い制限により、保全に取り組むもの 【制度例】保存樹林、各自治体独自の条例等による制度
特定生産緑地	特定生産緑地に指定することにより、保全していく農地(生産緑地)

<確保地・確保候補地 抽出の流れ>



資料：緑確保の総合的な方針（改定）（令和2（2020）年7月 東京都）

都市計画公園・緑地の整備方針（令和2（2020）年7月改定）

東京都と区市町の都市計画決定された公園・緑地に対する令和2年度から10年間の整備方針です

「都市計画公園・緑地の整備方針」は、都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期実現に向けた取組の方針を示すものです。平成18（2006）年3月に策定され、平成23（2011）年12月に改定され、今回が2回目の改定になります。

今回の改定では以下の4つのポイントで改定しています。

◆4つの改定のポイント

新たな優先整備区域を設定し、
都市計画・緑地の整備を促進

都区市町全体で164か所、530haを指定
うち、避難場所や防災拠点として、155haを指定

優先整備区域拡大のルールを
明確化

「緑確保の総合的な方針」の「確保地〈水準1〉から〈水準3〉」、
または整備方針に定めた評価基準を満たす区域は、優先整備区域として拡大

優先整備区域内の建築制限の緩和

地権者の生活設計や土地利用に関する負担軽減や建物更新による
防災性の向上の観点から、優先整備区域を含んだ、建築制限緩和の
対象拡大を実施

多様な事業主体との連携

多様な事業主体との連携等を推進するために、公園まちづくり
制度の推進、換地手法の活用など、今後の検討の方向性を提示

資料：都市計画公園・緑地の整備方針（令和2（2020）年7月 東京都）

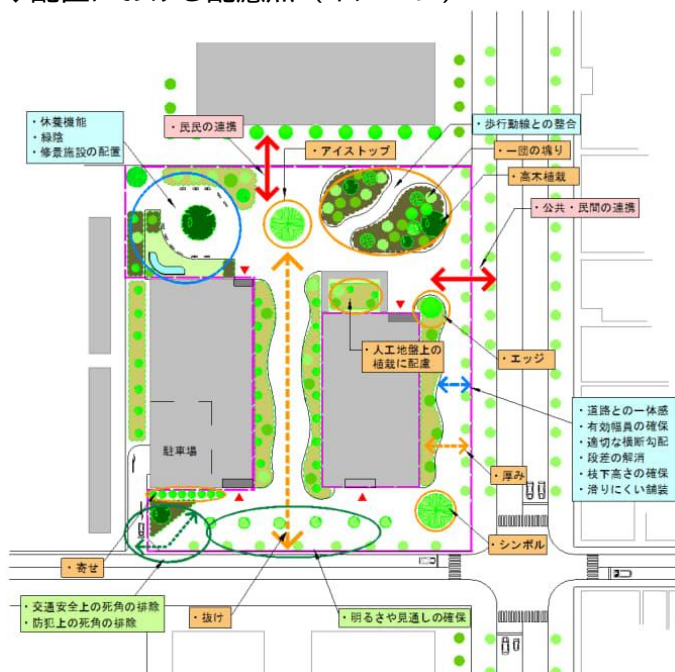
公開空地などのみどりづくり指針に関する手引（令和6（2024）年4月）

建物まわりのオープンスペースを、もっと豊かで使いやすい「みどり」にするための手引です

建物を建てる際に敷地内につくられる、誰でも利用できる空間（公開空地など）について、みどりの量や質を高め、みんなが気持ちよく使えるようにするための考え方や工夫（配慮事項）、緑化の具体的な方法（緑化手法のポイント）などが示されています。

令和6（2024）年4月には、もともとある樹木を大切に守り、管理していくことについての内容などが追加されました。

◆配置における配慮点（イメージ）



資料：公開空地などのみどりづくり指針に関する手引
（令和6（2024）年4月、東京都）

3 板橋区の現状

(1) 板橋区の基本構想・基本計画（令和7（2025）年10月改定）

板橋区基本構想において、「未来をひらく 緑と文化のかがやくまち “板橋”」を将来像として掲げており、将来像が実現されたまちの姿として、「誰もが幸せを実感している」、「つながりと愛着がはぐくまれている」を示しています。

また、将来像実現に向けて、将来像を9つの視点から具体化した「9つのめざす姿」を掲げており、各視点の概ね10年後の「めざす姿」を表現しています。この「9つのめざす姿」は独立せず各視点を超えて密接に関連し、一体となって将来像の実現をめざしていくものです。

将来像が実現されたまちの姿である「誰もが幸せを実感している」、「つながりと愛着がはぐくまれている」状態は、すべてのめざす姿に共通して表現されており、この実現には、板橋区はもとより地域に暮らすすべての人や様々な団体、関係機関など区内のあらゆる主体と連携し推進していく必要があります。

「9つのめざす姿」の実現には、板橋区の諸計画とともにグリーンプラン2035も整合・連携し取り組んでいく必要があります。そのうち特に関連性が高い「みどり豊かで人と地球にやさしいまち」の実現に向けて、板橋が誇る豊かな自然環境を未来へつなぐためには、一人ひとりがあたたかいところでみどりと共存できる人と地球にやさしいまちづくりを進めることが大切です。

グリーンプラン2035では、この実現のための施策のあり方として「多様な主体が担い手となった連携・協働による環境・みどりへの取組の推進と新たな価値の創出」や「ネイチャーポジティブに向けた取組の推進」を掲げており、「“ひと”と“みどり”の共生でウェルビーイングが叶うまち “いたばし、”の実現に向けた取組を推進していきます。



資料：板橋区基本構想（令和7（2025）年10月、板橋区）

(2) 将来人口の見込み

板橋区の人口は、令和7（2025）年4月1日現在で約58万人であり、近年は生産年齢人口、高齢者人口が増加している一方、年少人口は減少しており、少子高齢化が進んでいます。

「板橋区人口ビジョン」（令和6（2024）年9月改定）では、令和22（2040）年までは人口が増加し、その後、ゆるやかに減少する見込みです。このうち15歳から64歳までの生産年齢人口は、5年後の令和12（2030）年にピークを迎え、その後、減少に転ずると見込まれています。高齢化率は、今後、増加し続け、20年後には27%に達する見込みです。

板橋区においても区内の人口構成の変化に伴い、税収が減少する可能性があることから、公園内の遊具やトイレなどの施設の適切な規模・配置や、維持管理費用の縮減を今後検討する必要があります。

板橋区の人口・世帯（令和7（2025）年4月現在）



世帯数

337,372 世帯



人口

580,912 人



14歳以下人口

57,191 人



65歳以上人口
(高齢人口)

131,456 人

資料：板橋区住民基本台帳（令和7（2025）年4月）

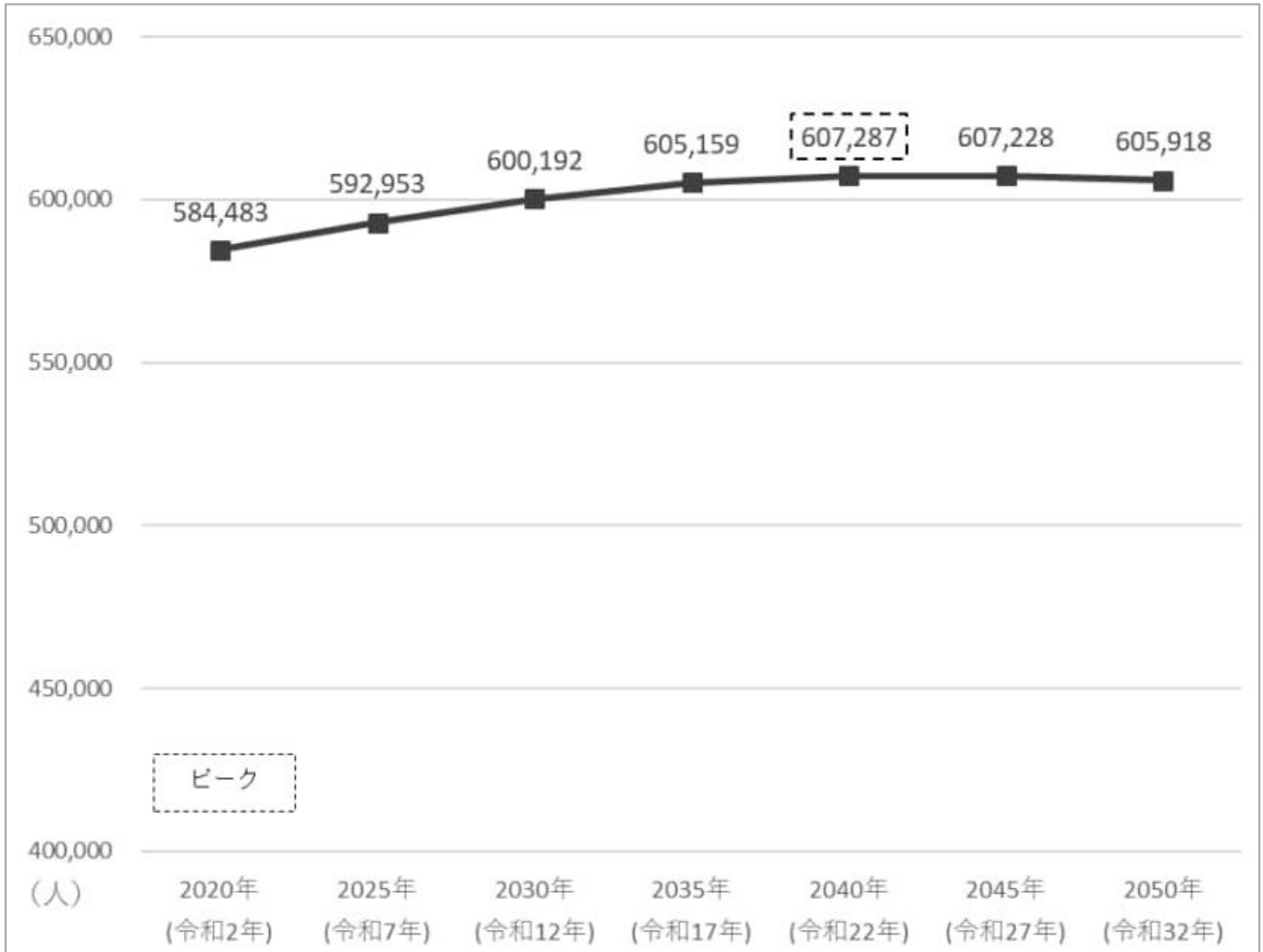
板橋区の10年後・20年後の人口

	現況 (令和7年)	10年後 (令和17年)	15年後 (令和22年)	20年後 (令和27年)
人口	592,953※人	605,159人	607,287人 (最大)	607,228人
生産年齢人口	397,073※人	394,571人	384,735人 (現況から減少)	378,829人 (現況から減少)
65歳以上 高齢人口	135,780※人	148,169人	159,570人	166,139人

※令和2（2020）年国勢調査結果を元に推計した人口であるため、住民基本台帳の人口とは異なります。

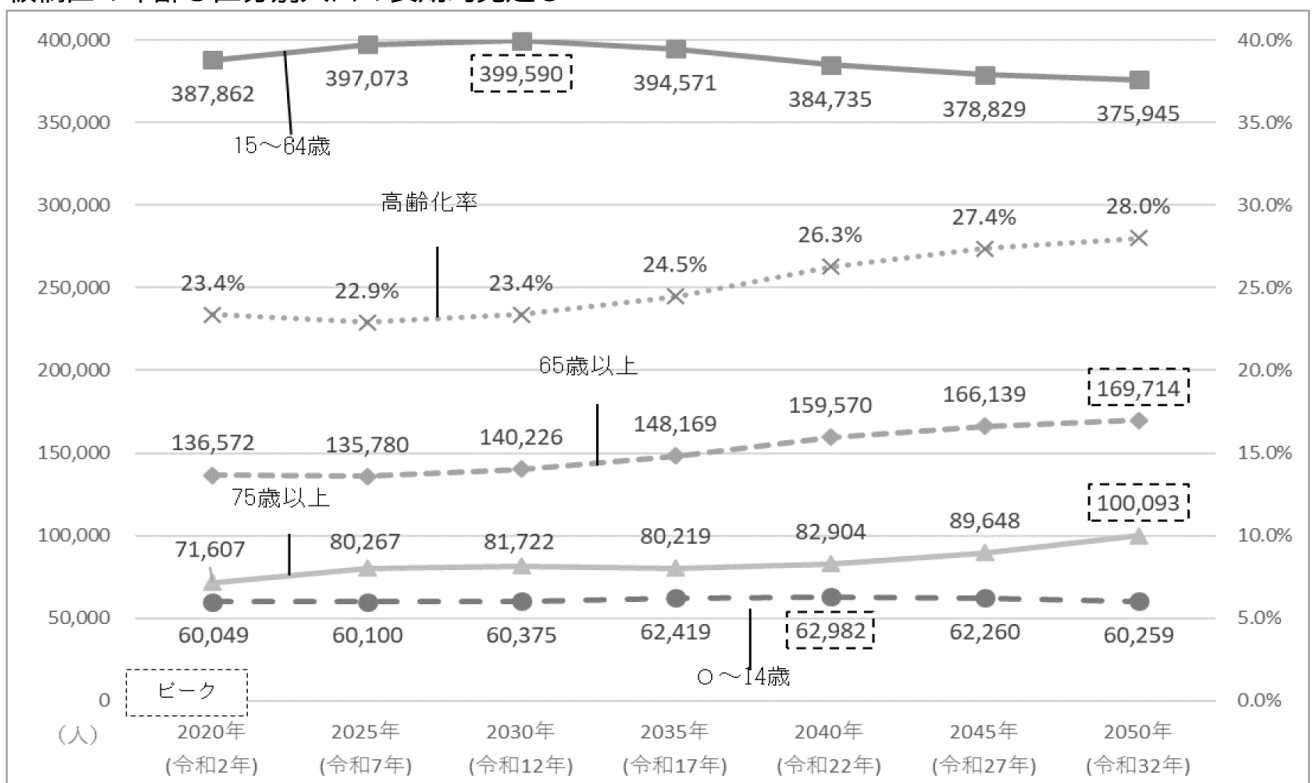
資料：板橋区人口ビジョン（令和6（2024）年9月）

◆板橋区の総人口の長期的見通し



資料：板橋区人口ビジョン（令和6（2024）年9月）

◆板橋区の年齢3区分別人口の長期的見通し



資料：板橋区人口ビジョン（令和6（2024）年9月）

4 前計画の進捗状況と課題の整理

ここでは、前計画である「いたばしグリーンプラン 2025」の成果と課題を振り返ります。

前計画では、板橋区基本構想に掲げる区の将来像「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」の実現に向けて、計画のテーマを“みどり”でつなぐ《ひと・まち・みらい》と決めました。

この計画のテーマのもとに“つなぐ”をキーワードとした3つの施策展開のテーマ“みどり”を次世代につなぐ、「みどり」で街並みをつなぐ、「みどり」と人をつなぐを設定し、みどり施策を展開しました。

この節では、まず計画全体で設定した目標値の達成状況を振り返ることで、取組の成果を定量的に検証します。その上で、「施策展開のテーマ」ごとの進捗状況とそこから見えてきた課題を整理し、本計画「いたばしグリーンプラン 2035」で取り組むべきことを明確にします。

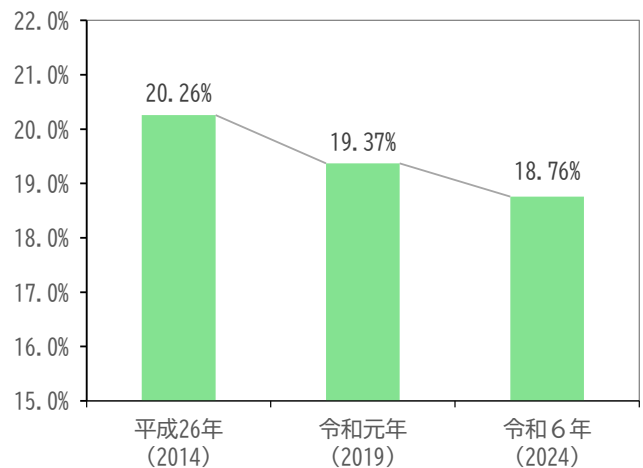
(1) 前計画の目標値の達成状況

① 緑被率（緑被地面積の区面積に占める割合）

平成 26（2014）年度 前計画策定実績値	令和 6（2024）年度 調査値	令和 7（2025）年度 前計画目標値	評価
20.26%	18.76%	21.00%	未達成

民有地の農地・樹木・樹林・竹林・生垣といったみどりが減少傾向となっています。民有地の緑被率の低下は、高齢化や相続により樹林地や農地を処分することに伴い、住宅や駐車場などになっていくことが多いものと考えています。民有地のみどりははじめとしたみどりをいかに将来に引き継いでいくかが課題となります。

公有地においては、樹木を大きく剪定したことによって葉が覆う面積が小さくなったことが緑被率の低下に影響しています。樹冠*の拡大を含め、みどりを適切に維持管理していく必要があります。

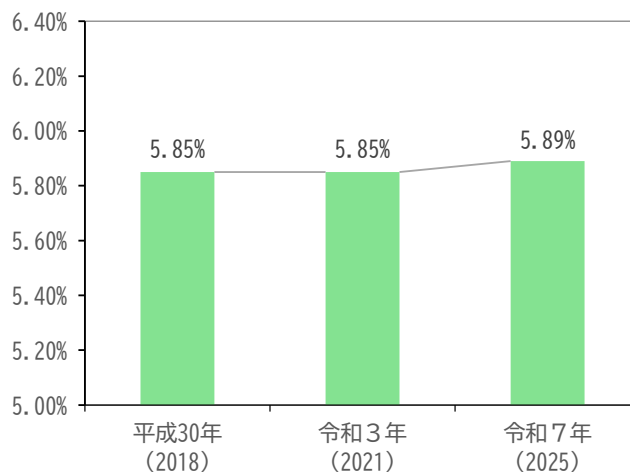


② 公園率（都市公園面積の区面積に占める割合）

平成 30（2018）年 前計画策定実績値	令和 7（2025）年 4月1日時点	令和 7（2025）年度 前計画目標値	評価
5.85%	5.89%	6.10%	未達成

当初見込んでいた都立公園の拡張工事が事業途中ということもあり、目標には達成していません。また、都市部である板橋区においては新たな公園を作るための用地の確保も容易ではありません。

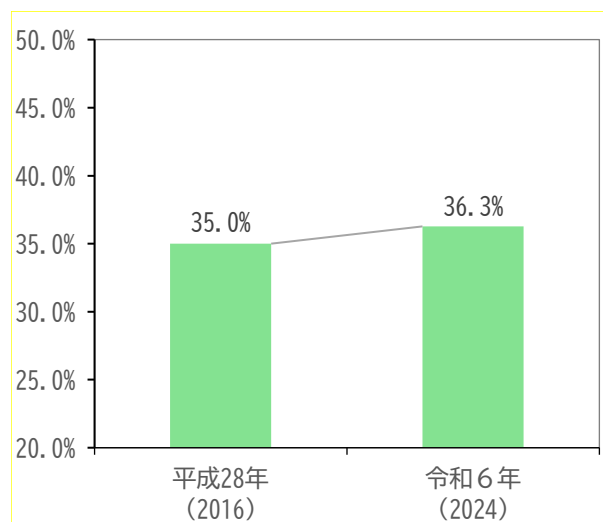
市街地再開発事業*や大規模建築物などの地域貢献*として公園を整備するなど、今後とも公園の整備に努めていく必要があります。



③ 区民満足度（緑に関するアンケート）

平成 28（2016）年度 前計画策定実績値	令和 6（2024）年度 調査値	令和 7（2025）年度 前計画目標値	評価
35.0%	36.3%	40.0%	未達成

平成 28（2016）年度時点と比較すると増加しているものの、目標には届いていません。みどりの量や質について、多くの区民が豊かになったと感じられるように、生活に身近で親しみをもてるみどりを維持管理・創出するとともに、みどりと関係する機会の創出を公民連携*により展開していく必要があります。



※緑に関するアンケート調査より

『お住いのまわりのみどりは、「地域の魅力を高める」という点からみて、満足できますか。』の問いに対する回答割合（P146）

④ 参加者数（みどりに関するイベント）

令和6（2024）年度末時点
延べ参加人数

平成30（2018）年度～令和7（2025）年度の
前計画（8年間）目標値

評価

36.8 万人

延べ50万人

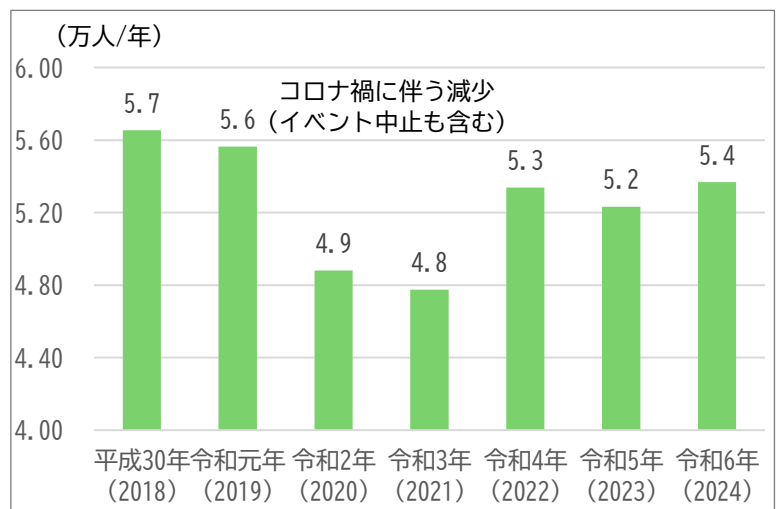
未達成

これまでの実績では、目標を達成することは困難な状況です。新型コロナウイルス感染症拡大によるイベント中止の影響があったものの、今後はより魅力的なイベントの創出や効果的な広報、新たなみどりと関わるができる機会の創出に努めていく必要があります。

◆対象となるみどりのイベント・協働活動一覧

・グリーンフェスタ	・収穫体験学習
・地域がつくる公園制度	・茶摘み体験学習
・花づくりボランティア	・緑のカーテン普及事業
・公園刈り込みボランティア	・かんきょう観察事業
・赤塚植物園講習会	・板橋グローブクラブ
・赤塚植物園観察会	・ニリンソウ散策ツアー
・緑のガイドツアー	・板橋森林ボランティア
・水田耕作体験	・赤塚植物園農業園イベント
・里山体験事業	・石神井川お花見散策ツアー

◆対象となるみどりのイベント・協働活動参加者数推移



(2) 施策展開のテーマ別の達成状況と課題

前計画のテーマⅠ “みどり” を次世代につなぐ <みらい> (目標達成率 58.0%)

事業	済	A	B	C	達成率
緑の資産の保全と継承	1	3	4	3	36.3% (4/11)
農のみどりの保全と活用	2	5	2	3	58.3% (7/12)
生物多様性の向上による生態系の保全と再生	0	4	1	0	80.0% (4/ 5)
うるおいのある水辺と湧水の保全	0	3	0	0	100.0% (3/ 3)
合 計	3	15	7	6	58.0% (18/31)

評価基準 A：実施した、又は実績が向上した
C：実施しなかった、又は実績が低下した

B：検討した、又は実施したが十分な効果なし

主な成果

農業体験学校の整備（平成 30（2018）年度）、農業園の開園（令和 2（2020）年度）

- 施設を整備するとともに、収穫体験などの農に興味を持つきっかけを提供することで、農の景色を未来に継承する一助となっています。



農業体験学校の様子

樹林地管理方針の策定（令和 4（2022）年度）

- 樹林地の特徴を踏まえたあるべき姿を整理し、適正な樹林地を将来に引継ぐための管理方針を示すことができました。

景観形成重点地区*の追加指定 板橋宿不動通り地区（令和 4（2022）年度）

- 風情ある街並みを形成する地区として、みどりなどの景観形成方針を設定しました。

公民連携によるみどりの創出
 ～MFLP・LOGIFRONT 東京板橋～

MFLP・LOGIFRONT 東京板橋は令和6（2024）年10月2日に舟渡4丁目の新河岸川左岸沿いに開設された大規模な物流施設で、事業者と板橋区との公民連携により、地域貢献する防災機能や質の高いみどりを整備しています。

1. 施設内に整備された防災機能

- ・災害時にヘリポートとしても活用できる高台広場
- ・河川が氾濫したときに地域住民1,000人が緊急的に命をつなぐために退避できる緊急一時退避場所
- ・高台広場から建物内の緊急一時退避場所へ接続するための避難路（デッキ）
- ・災害時の支援物資の保管・配送拠点として、倉庫の一部を板橋区へ提供



施設内の災害対応施設



わくわく広場

（上記写真はいずれも三井不動産ニュースリリースより）

2. 公民連携で創出されたみどり

- ・舟渡水辺公園と敷地内の高台広場等を一体整備
- ・新河岸川の沿川の広場及び緑道を整備

資料)

「三井不動産×日鉄興和不動産 都内最大の街づくり型物流施設

「MFLP・LOGIFRONT 東京板橋」竣工 ～希少性の高い立地と最高峰の施設スペックで物流・地域社会・産業創造の拠点に～」

（三井不動産ニュースリリース、令和6（2024）年10月2日）

「全国初！高台まちづくりを盛り込んだ官民連携の都市計画の決定」（板橋区報道発表資料、令和5（2023）年1月26日）

課題（テーマⅠ）

① 緑被率の低下傾向とみどりの質の更なる確保が必要

- ・ 土地の売却による土地利用の変化や腐朽による倒木の恐れなどにより、民有地のみどりを中心に、緑被率が低下傾向となっています。

⇒ 今後は、みどりの量を維持・確保する取組を進めるとともに、防災や景観、生物多様性など、みどりが持つべき機能を発揮できるよう質を高めていくことが課題です。



大門東の森公園

② 農のみどりが減少傾向

- ・ 相続に起因する宅地化により、生産緑地地区や区民農園の面積、箇所数が減少傾向となっています。

⇒ 農地を「みどり」として保全するだけでなく、生産活動の場としての「農業」を支え、発展させていく視点が求められています。



農地（赤塚地区）

③ みどりが持つ機能の戦略的な活用が必要

- ・ 崖線や樹林、河川などのみどりは、それぞれが持つ防災や環境学習、健康増進といった多様な力を十分に発揮しきれていません。

⇒ これらの力を、社会が抱える様々な課題の解決に向けて、より戦略的に引き出し、活用していくことが大きな課題となっています。

前計画のテーマⅡ “みどり” で街並みをつなぐ <まち> (目標達成率 75.0%)

事業	済	A	B	C	達成率
みどりの創出による快適なまちづくり	0	5	1	4	50.0% (5/10)
公園の整備とリニューアル	3	10	1	0	92.9% (13/14)
合計	3	15	2	4	75.0% (18/24)

評価基準 A：実施した、又は実績が向上した
B：検討した、又は実施したが十分な効果なし
C：実施しなかった、又は実績が低下した

主な成果

緑化条例の改正

- 令和5（2023）年度から、緑化の対象を原則すべての建築行為等の土地に拡大すると共に、緑化指導基準の見直しによる適正な維持管理の促進や、接道部緑化の義務化による良好な景観形成の誘導など、緑の量だけでなく質の向上を図る取組を行っています。

まちづくり事業の推進（継続中）

- まちづくり事業やプラン策定の中で、オープンスペースの整備や、公共空間にみどりを導入し、みどりで街並みをつないでいく等を検討しました。

●市街地再開発事業

- 上板橋駅南口駅前東地区
- 上板橋駅南口駅前西地区
- 大山町クロスポイント周辺地区
- 大山町ピッコロ・スクエア周辺地区
- 板橋駅西口地区
- 板橋駅板橋口地区

●まちづくりプランの策定

- 高島平地域交流核形成まちづくりプラン

公園をリニューアル

- 公園を、より魅力あるものに再整備しました。
 - 板橋区平和公園（中央図書館）
 - 東板橋公園（板橋こども動物園）
 - 小豆沢公園（あずさわスポーツフィールド）
 これらの公園と施設の一体的な整備は、区民の憩いの場となるだけでなく、まちのブランド価値を高め、区への愛着や誇りを醸成する重要な取組となりました。



中央図書館（常盤台）

- 上記の他、公園樹木等の維持管理などによる、みどりの創出を継続しています。

課題（テーマⅡ）

① まちづくりによる民有緑化の推進体制が未構築

- ・ 現状、個別の相談ごとに民有緑化を図っており、まち全体を見据えた、広い視点による民有緑化の推進体制とはなっていません。
⇒まちの魅力を更に向上させるために公民が一体となったみどりのまちづくりの推進体制を構築し、地域の特色を反映した民有緑化を進めていく必要があります。



道路空間の緑化（加賀地区）

② 民有緑化制度の形骸化

- ・ 任意の民有緑化推進のための助成制度は、緑化スペースの不足や植栽に付随する建築などのコストの課題などから需要が少なく、実績が伸び悩んでいます。
⇒今後は、まちなかの単なる緑化に留まらず、地域コミュニティをはぐくむとともに緑化活動を支援するなど、まちなかのみどりが、地域の活気とともに広がる必要があります。



屋上緑化（イメージ写真）

③ 公園樹木などの緑被率低下

- ・ 公園の樹木などの公有地の緑では、枝を大きく剪定したことによって葉が地面を覆う面積が小さくなったことが緑被率の低下に影響するとともに、景観が損なわれるといった事象が見られます。
⇒費用とのバランスを取りつつも、景観や緑陰といったみどりの機能を発揮できるよう維持管理水準を向上させ、みどりの質を高めていくことが課題です。



強い剪定（イメージ写真）



適度な剪定（高島平地区）

前計画のテーマⅢ “みどり” と人をつなぐ <ひと>

(目標達成率 78.3%)

事業	済	A	B	C	達成率
みどりを楽しむライフスタイルの推進	0	13	0	2	86.7% (13/15)
みどりと人をつなぐ仕組みづくり	0	0	1	0	0% (0/1)
公園を使いこなす仕組みづくり	2	3	2	0	71.4% (5/7)
合計	2	16	3	2	78.3% (18/23)

評価基準 A：実施した、又は実績が向上した B：検討した、又は実施したが十分な効果なし
C：実施しなかった、又は実績が低下した

主な成果

こども動物園、赤塚植物園に指定管理者を導入

- みどりと人をつなぐ協働活動のきっかけの一助として機能しています。

みどりへの興味のきっかけとなる事業を実施

- 緑化啓発の事業として、グリーンフェスタ、緑のガイドツアーを実施しました。
- 環境教育の一環として、区内小中学校や保育園、幼稚園などに環境教育プログラムを提供しました。

みどりをはぐくむ協働活動を実施

- みどりがより豊かで美しくなるよう、区民との協働活動を実施しました。

協働活動	登録人数（令和6（2024）年度）
花づくりボランティア活動	732人
地域がつくる公園制度	564人
公園刈り込みボランティア	48人
板橋森林ボランティア	48人

公園利用の活性化のための制度改正を実施

- 犬と歩ける公園を設置しました。（平成31（2019）年条例一部改正）
- 公園を全面禁煙にしました。（令和3（2021）年条例一部改正）

犬と歩ける公園のチラシ



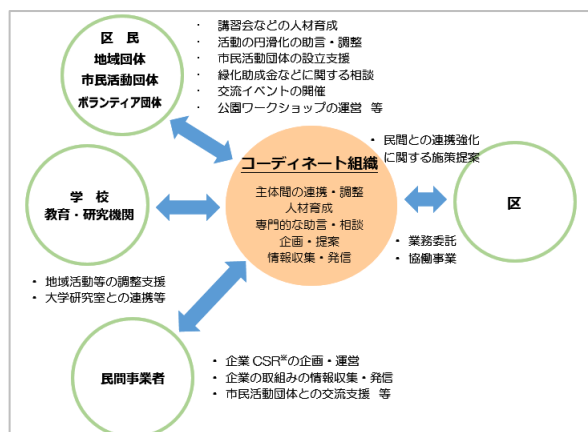
課題（テーマⅢ）

① 区民との協働を促すコーディネート体制が未導入

- ・ こども動物園では、区内在住の小中学生が動物の飼育や接客などを行う「こども動物クラブ」を実施しています。また地域の方々に公園の美化活動に参加いただく「地域がつくる公園制度」など様々なみどりと人をつなぐ区民との協働を実現できているものの、前計画で掲げていたコーディネート機能*を持つ体制の導入には至っていません。

⇒ 今後は、より幅広い世代や多様な主体が連

携・協働した取組を実現するため、活動をコーディネートする体制を構築していくことが課題です。



② 公園を使いこなす仕組みづくりが道半ば

- ・ ボール遊びや花火の使用について、利用者や近隣住民の意識などを把握する実態調査を実施しましたが、各公園での制限緩和には至っていません。

⇒ まち全体の価値を高めるためにも、公園で「やりたい」を叶える制限緩和などを検討し、公園をより有効に使いこなす仕組みづくりを進めることが課題です。



公園でのボール遊び（イメージ写真）

③ 日常的にみどりと関わり、みどりを守り育てる活動の機会が不足

- ・ 区民が主体となるみどりの維持管理活動は、一部の熱心なボランティアの方々に支えられています。参加者の固定化や高齢化が進んでいるといった課題があります。また、清掃・除草といった作業内容が、新たな参加者、特に若年層や子育て世代にとっては参加のハードルとなっている側面もあります。

⇒ みどりを守り育てる活動の持続性を確保するため、幅広い世代が日常的にみどりに「ふれあい」「学び」「活動する」機会を創出していくことが課題です。



日常的なみどりと関わり（イメージ写真）

(3) 計画全体を通じた推進に関する課題

① グリーンインフラとしての課題

- ・ 民有地の樹木や樹林、農地の減少のほか、公有地の樹木の強剪定*により緑被率が低下しており、みどりが持つ雨水貯留浸透、生物多様性保全、景観形成、健康増進効果、コミュニティ形成、環境教育、区民の憩いの場としての機能や価値が十分に発揮されていない状況です。
- ・ 特に、近年の命に係わるほど激化する日差しに対しては、緑陰としてのみどりの機能を活かす必要があります。前計画では、「公園」や「緑地」などのポイント（点）の整備を行うことにとどまっていますが、例えば、みどりの量と質の両面から、樹冠拡大をはじめとした連続した緑の整備により、緑陰の点を線としてつなげ、誰もが快適に歩けるウォークアブルな空間づくりを進めることが必要です。
- ・ 今後は、緑の保全に取り組みつつ、様々な社会課題の解決に、みどりが持つ多面的機能を活かすグリーンインフラの視点を取り入れた戦略的な取組が必要です。

② 協働としての課題

- ・ みどりの維持管理活動は参加者の固定化・高齢化が進み、若年層や子育て世代の参加が少ない状況です。前計画で掲げていた「コーディネート機能を持つ体制」の導入には至らず、区民が幅広く活動できる公園管理やみどりとつながる仕組みが不十分です。
- ・ 今後は、多様な世代がみどりに関心を持てる魅力的なイベントの企画や、みどりを使いこなし、みどりと関わる活動に気軽に参加できる仕組みづくりを通じて、生活の中でみどりとふれあいまどりの豊かさを感じる、地域と民間の活力を活かした永続的な協働体制の構築が求められています。

③ DX推進に向けた課題

- ・ 国の「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」の提言や、区の基本構想・基本計画でDXの推進が掲げられるなど、新たな潮流が生まれています。
- ・ これまでの計画ではなかった視点として、これらの動向を踏まえ、みどりの分野においてもDXを活用し、情報発信の強化や効率的な維持管理、データに基づいた計画づくりを進めていくことが求められています。